

## 令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第5回総会 議事録

■日時 令和2年9月30日（火）午前11時00分～午前12時34分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

### ■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、坂本第二部会長、荒井委員、池本委員、奥委員、玄委員、日下委員、小林委員、小堀委員、高橋委員、寺島委員、平林委員、宮越委員、宗方委員、森川委員、保高委員

### ■議事内容

#### 1 諮問

「（仮称）新宿駅西口地区開発事業」環境影響評価書案

⇒ 会長指名により第二部会へ付託

「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価書案

⇒ 会長指名により第一部会へ付託

#### 2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

## 受 理 報 告 ( 9 月 )

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書 案	(仮称) 新宿駅西口地区開発事業	令和2年7月30日
	中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業	令和2年9月16日
2 対象計画策定に係る書面提出書	多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線(稲城市百村～聖ヶ丘五丁目間)建設事業	令和2年8月6日
3 事後調査報告書	一般国道16号横浜町田立体建設事業(工事の施行中その13)	令和2年6月29日
	三鷹都市計画道路3・2・6号調布保谷線、武蔵野都市計画道路3・3・6号調布保谷線(三鷹市野崎～武蔵野市関前間)建設	令和2年7月31日
4 変 更 届	江東区有明北3-1地区開発計画	令和2年6月30日
	都市高速道路外郭環状線(世田谷区宇名根～練馬区大泉町間)事業	令和2年8月5日
5 完 了 届	(仮称) 四谷駅前地区市街地再開発事業	令和2年8月6日

令和 2 年度「東京都環境影響評価審議会」第 5 回総会  
速 記 録

令和 2 年 9 月 30 日（水）  
都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 21

(午前 11 時 02 分開会)

○宮田アセスメント担当課長

本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち 17 名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、令和 2 年度第 5 回総会の開催をお願いいたします。会長、お願いいたします。

○柳会長 分かりました。

それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がおられますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第 6 条第 3 項の規定により、会場の都合から傍聴人の数を 10 名程度といたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳会長 傍聴の方は、新型コロナの感染リスクを低減させるため、マスクの着用をお願いいたします。また、発熱、体調不良等の健康状態が思わしくない方は出席をお控えください。傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構です。

それでは、ただいまから令和 2 年度東京都環境影響評価審議会第 5 回総会を開催いたします。

それでは、本日の会議は、次第にありますように、諮問 2 件、受理報告を受けることいたします。

## 議 事

○柳会長 それでは、「(仮称) 新宿駅西口地区開発事業」環境影響評価書案の諮問に入ります。

諮問案件について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 事務局、宮田です。

それでは、委員の皆様、資料 1 を御覧ください。諮問文でございます。朗読いたします。

2 環総政第 214 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記

事項について諮問する。

令和2年9月30日

東京都知事 小池 百合子

## 記

### 諮問第511号「(仮称)新宿駅西口地区開発事業」環境影響評価書案

よろしくお願ひいたします。

○柳会長 この「(仮称)新宿駅西口地区開発事業」環境影響評価書案につきましては、第二部会に付託させていただきますので、第二部会の委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、諮問案件の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。事業者の方は席の移動をお願ひいたします。

それでは、「(仮称)新宿駅西口地区開発事業」環境影響評価書案について、概要の説明をお願ひいたします。

○事業者 それでは、ご説明させていただきます。

今回の環境影響評価書案のうち、本編、資料編、概要版がありますけれども、一番厚い本編オレンジ色の冊子でご説明させていただきます。大まかには、事業計画の概要、そして今回選定しました項目についてご説明させていただきます。

それでは、めぐりまして1ページからご説明させていただきます。

1 ページ目、まず上から順に参りますと、1つ目として事業者の名称でございますが、小田急電鉄株式会社と東京地下鉄株式会社の2社でございます。

次に2番目、対象事業の名称及び種類。名称は(仮称)新宿駅西口地区開発事業、種類としましては高層建築物の新築に該当する条例の対象案件となっております。

3番目、対象事業の内容の概略についてです。こちらは下の表3-1「対象事業の内容の概略」に示しておりますので、ご説明させていただきます。

まず計画地の位置でございますけれども、東京都新宿区西新宿一丁目に位置しております、これは特定の地域に該当している位置になります。

次に、用途地域は商業地域、計画地の面積は約1万5,720㎡、延床面積は約28万1,700㎡、最高建物高さは約260mということで、以上の延床面積、建物高さの要件から「高層建築物の新築」に該当しております。

続いて、主要用途は商業・業務・駅施設等、駐車台数は約359台、工事予定期間は令和4年度～令和11年度で、供用開始予定が令和11年度ということで予定しております。

続きまして、11ページをお開きください。

11ページでは、前後に上位計画等を記載しておりますけれども、そのうちの1つとして挙げさせていただきます。

「新宿の拠点再整備方針～新宿グランドターミナルの一体的な再編～」と題した、平成30年3月に東京都、新宿区により策定されている上位計画がございます。

こちらの新宿の拠点再整備方針では、新宿駅周辺地域において先行して再編を行う駅直近地区の具体的な整備内容が示されておまして、進め方として、上の枠の中で書いておりますけれども、新宿グランドターミナルと題しましたエリアでの一体的な再編として、更新期を迎えた駅ビルの建て替えを契機として、敷地の整序を行いながら、駅、駅前広場、駅ビル等を一体的に再編するとされております。

このうちで3つ挙げられておまして、「交流軸の構築」として、グランドターミナルとまちを結びつけ、交流を生む歩行者中心のネットワークを構築、2つ目として「連携空間の創出」として、交流軸の周辺に、新たなビジネス・文化・技術等の連携や多様なまちとの連携を促し、にぎわいを生む空間を創出、3つ目として「持続的な発展への挑戦」として、新たな挑戦を絶えず生み出し、新宿全体の挑戦につなげる都市機能の積極的な導入ということで掲げられております。

次の12ページに新宿グランドターミナルの再編イメージの図が示されております。縦長の赤丸で示しておりますのが新宿グランドターミナルとされている地区でございまして、その中央のあたりに各路線の新宿駅がございますけれども、赤線で示した範囲が今回の計画地の位置ということになっております。

13ページに参りまして、続きまして、「新宿駅直近地区に係る都市計画案について」と書かれているものでございます。令和元年9月に東京都、新宿区により公表されている資料でございまして、図を示しているところで、左側が「新宿駅直近地区の現状」ということで示されているものに対して、右側に「整備の方向性」ということで、西口広場等の再整備を行うということで、今までの自動車中心の駅前広場から人中心の駅前広場に再編してい

くということを示されている中で、別事業の中で土地区画整理事業等が進められる予定となっております。

続きまして、15 ページをお開きください。15 ページでは、事業の内容のうち、計画地の位置・区域等を示しております。15 ページの下の図のところに、先ほどの都市計画に係る図の中に赤線で本事業の計画地位置を示しております。外側の黄色の枠線が新宿駅直近地区の土地区画整理事業の想定区域ということを示されておまして、別事業でこの土地区画整理事業が進められていくという計画になっております。

続きまして、19 ページをご覧ください。19 ページでは、事業の基本計画のうちの基本的な方針を3つ掲げております。

1 つ目として「新宿グランドターミナルの実現に向けた基盤整備」ということで、歩行者ネットワークの整備や滞留空間の整備、バリアフリー乗降場の整備等を行うということと考えております。

2 つ目として「国際競争力強化に資する都市機能の導入」ということで、ビジネス創発機能の整備等を考えております。

3 つ目として「防災機能の強化と環境負荷低減」ということで、エネルギーネットワークの構築による防災機能の強化ですとか、省エネ化による環境負荷低減に取り組むことを基本的な方針として掲げております。

続いて 21 ページをご覧ください。21 ページでは計画の配置図を示しております。中央の太い黒線で示しているのが計画地でございます、図の左側のほうに新宿駅の西口駅前広場が位置しております。こちらは先ほどのとおり、別事業で再整備予定ということになっております。この西口駅前広場に面しまして計画建物は高層部、高さ約 260m の建物を計画する予定としておまして、その北側には高さ 80m ないしは 100m の建物、そして南側のほうにはほかにも低中層部を設ける形としております。計画地の中央には「小田急線新宿駅」と書いておりますけれども、この直下に駅施設等が現在もある状況でして、北側にも東京メトロ丸ノ内線新宿駅等が位置しているという状況でございます。

続いて 22 ページをご覧ください。図が横になりますけれども、先ほど申し上げた丸ノ内線ホームに関しては、図を横にして見たときですけれども、左下のほうに丸ノ内線ホームがございます。また、右下のほうに小田急線のホームが位置しているというところで、その上部のところでは計画建物を建設する計画としております。先ほど申し上げました最高高さ約 260m のタワーのところに関しましては主に業務用途の施設を計画しておまして、その他、

中層部、低層部においては商業等の施設を計画しております。

続きまして 24 ページをご覧ください。24 ページでは将来の完成予想図ということで、計画地北西側からのイメージパースを示しております。図の中央のほうに高層部が見える形となっております。

説明の最後に 52 ページをご覧ください。52 ページでは環境影響評価の項目について示しております。この表の中で灰色で塗りました項目が特定の地域における環境影響評価項目ということで、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観を選定しております。

「○」をつけた項目について選定を条例に基づき行っております。なお、史跡・文化財については、周知の埋蔵文化財等は計画地内に確認されていない状況ですので、選定はしていないという形でございます。

概略ではございますけれども、説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして何かご質問等がございますでしょうか。それでは、どなたからでも結構ですので、お願いいたします。

○池本委員 15 ページのところ写真を見させていただくと、この高層建築物の事業がこの地域全体に関係するよううちの1つのようにも見えるのですけれども、この周辺で類似の事業とか関係する事業などが行われることが把握しているものであるのかどうか。もし行われるもので把握されているものがあれば、今回の環境影響評価の中で、そういった事業について含めて考えるような事業があるのかを教えていただきたいという点が1点です。

2点あるのですが、もう1点が、スケジュールを見させていただいたところ、ページでいうと 33 ページになるのですが、解体・撤去工事と併せて、かなり早い時期から地上躯体工事に入ると思うのですが、この工事に対して環境影響評価書案の中では、どの工事がこの時期にあるのかというのがあまり分からないのですけれども、例えばステップ図みたいなものは次の段階とかでは見ることはできるのかというのも教えていただきたいと思います。

○柳会長 それでは、事業者の方、よろしくお願いいたします。

○事業者 まず1点目の御質問でございますけれども、先行して土地区画整理事業の計画ということで都市計画決定をされているものでございますけれども、例えば民間の今回と同じような開発事業というのはまだほかには公表されていない中で、今回が一番最初の民間のビルの建て替え事業ということに位置づけとしてはなっております。したがって、ほかの計画等は、建物として計画はございませんので、特に環境影響評価の条件としては考慮して



いないという状況でございます。

2 点目の工事計画について、工事のステップ図等は記載していないところではございますけれども、例えば 34 ページのところに既存建築物の状況を配置図、断面図等で示させていただいております。工事の具体の計画等は、また今後、施工者が決まる中で詳細が決まっていまいますけれども、段階的に撤去・解体工事は、小田急百貨店、モザイク通り、新宿ミロードを順次解体・撤去しながら躯体工事等、新築工事も進めていくということで考えております。これよりももう少し詳しい内容につきましては資料編のほうに掲載しております、資料編の 35 ページにも工程等を 1 か月ごとの表で示させていただいております。現在の時点としてはこういった内容で掲載させていただいております。

以上でございます。

○柳会長 池本委員、よろしいでしょうか。

○池本委員 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

○平林委員 芝浦工業大学の平林です。31 ページの (6) 給排水計画なのですが、今回は既に人工物があるところにまた人工物を造り直すということで、水循環は評価の対象にはなっていないのですが、都市の開発で今後の内水氾濫のことを考えますと、雨水の流出抑制は非常に重要な情報だと思ひまして、今、屋上で集水して、それを雨水処理設備に処理したり、夜間に公共下水道に放流するような時間差のものなどもありまして、多分流出のピークカットに大分寄与することになると思ひますので、もし可能でしたら、どのくらいカットできるのかという、この新しい建物を造ることで現状よりよくなることについて少し定量的な情報があるといいかと思ひまして、質問させていただきました。

○事業者 今ご質問いただきました雨水の流出抑制という観点のご質問かと思ひます。今現在の計画としましては、指針ですとか区の要綱等がある中で、雨水流出抑制の施設としては雨水貯留槽を、およそ 900~1,000m<sup>3</sup> 程度を設ける計画としておりまして、その雨水貯留等を介して周辺の下水への負荷を低減してまいりたいと考えております。

○平林委員 ありがとうございます。もし数字を書き込めるようだと書き込んでいただくとよいかと思ひます。以上です。

○事業者 次の評価書段階等で検討させていただきたいと思ひます。

○柳会長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

○奥委員 最初の池本委員のご質問と重なりますけれども、15 ページの図です。まずは土

地区画整理事業、これは東京都が施行予定者となっていますが、そちらが先行して実施された後に本計画に着手するという順番になりますか。それとも、土地地区画整理事業をなされることを前提で、この図は換地後の形状で示されているということですが、この部分については土地地区画整理事業よりも先行して着手するということがそもそもあり得るのか、その時系列的な関係を確認させていただきたいと思います。

あわせて、こちらは東京都への質問になるのかもしれませんが、土地地区画整理事業に係るアセスの手続についてはどのような見通しになっているのか、そちらも教えていただければと思います。お願いします。

○事業者 土地地区画整理事業は、現在、東京都が施行予定者ということで、これから計画を検討することになりますので、換地計画ですとか、そういうところも今後ということになります。そういう意味では、スケジュールについても今後、東京都と調整しながらということになるかと考えてございます。まず、スケジュールについては以上です。アセス手続に土地地区画整理事業が該当しているかということに関しましては、この土地地区画整理事業そのものについてはアセスの対象事業とはなっていない状況でございます。

○宮田アセスメント担当課長 アセスの対象事業に土地地区画整理事業というのがあるので、けれども、対象規模要件が40haということで、今回10haということで、要件未滿ということで、対象にはなりません。

○奥委員 分かりました。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

○宗方委員 ちょっと聞き落としているかもしれませんが、周辺の状況の報告をお願いしたいのですが、14 ページの下の図、将来イメージのところ、現在大きな穴が空いていますけれども、ここは蓋で覆われるという認識でよろしいわけですか。右の図、将来イメージのところの「ボイド」というところが、1 階部分として歩行者空間としてフラットな空間になるということなのか、それとも、今ある穴がそのままなのかというのをちょっと判じかねているのですが。

○事業者 こちらは西口の駅前広場の将来イメージを示した図になってございまして、将来的には、今の車路のぐるぐるの大きい穴を引き継ぐような形でボイドというような大きな穴を作って、地下の広場空間にも光を入れるというような方針がこちらで示されているということで、詳細については東京都の土地地区画整理事業の中で整備を検討していくということで、こちらの内容については我々もここまでしか把握していない状況です。

○宗方委員 ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

○玄委員 今回の計画は高層建物ということで、冬至の 8 時と 16 時になると非常に長い日影が形成されるのではないかなと思っています。新宿エリアは商業地域ですので、日影が形成される時間については制限が特にかかっていないと思うのですけれども、特に 8 時と 16 時の朝と夕方になっているときに長い日影が形成したときに、それがもしかしたら住宅地域まで伸びているのではないかなと心配しています。実際は、日影の時間を検討する上では、2 時間以上の日影形成時間について検討を行うのですけれども、今回の場合は 1 時間でも周辺の別の建物によって別の時間帯に日影が形成することによって、併せて住宅地域では 2 時間以上の影が形成してしまう場合があるのではないかなということが心配になりました。そのために、日影の検討においては、2 時間以上日影になる場所ではなく、1 時間も含めて検討していただけたらいいのではないかなと思っています。お願いします。

○事業者 この評価書案の中におきまして、日影図を掲載しております。ページでいうと本編の 181 ページのところに、冬至日における 8 時から 16 時までの 1 時間ごとの時刻別日影図を示しております。こちらに関しましては、高層建築物になりますので、比較的離れたところまで影が及ぶということで予測されておきまして、その次の 183 ページをご覧くださいますと、今度は同じく冬至日での等時間日影図を示しているという状況でございます。1 時間～2 時間等の時間ごとの日影を示させていただいているところでございます。住宅にかかっていないのかという意味では、ある程度、西新宿七丁目等のところでは住居が考えられますけれども、計画建物としては、できるだけ高層部を南側に寄せる等検討した中で計画を進めてきたという状況でございますので、その中でこのような予測結果を示させていただいております。

あと、先ほどおっしゃられたとおりでございますけれども、今回、商業地域ということで、周辺地域も日影規制というのはほとんどない地域になっております。183 ページの図の右下の凡例のところに「規制される日影時間」ということで 3 種類のハッチを示しておりますけれども、御覧いただくとおり、日影規制される範囲としましては、かなり離れたところで、1 時間の日影にはかかっていない状況でございますので、その辺りも含めてご確認いただければと思います。よろしく願いいたします。

○柳会長 玄委員、よろしいでしょうか。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

○池本委員 もう1点よろしいでしょうか。また工事のことなのですが、解体・撤去工事において、必要に応じて解体建物の周囲を枠組足場、養生シート等で囲むという記載になっているのですが、これは後ろの工程表を見ると、当然建物単位で解体をしていくのだと思うのですが、それごとに囲って行って、ほかの建物は営業を続けながらそういう工事を進めていくという理解でよろしいでしょうか。

○事業者 今ご指摘いただいていた最初の枠組足場、養生シート等は、本編の35ページのところをご覧になってということでしょうか。

○池本委員 そうですね。35ページの「解体・撤去工事（地上部）」のところの記載を読んでいます。

○事業者 34ページの下の方で既存建築物の状況の南北方向の断面図を記載してごさいませけれども、ご覧いただいているとおり南北に長い敷地でごさいますので、建物ごとにということを基本的には考えてごさいますが、一体的につながっている建物ですので、施工業者が決まり次第、詳細に検討していきたいと考えております。

○池本委員 ほかの解体していない建物の商店は営業を続けながら工事をしていくという理解でよろしいですか。

○事業者 ご覧いただいている南北方向の断面図でいきますと、一番右側、南側の新宿ミロードという建物については、小田急百貨店の建物とは少し解体時期がずれるかなと現在のところ想定してごさいまして、小田急百貨店の本館のところの営業を終わりにする時点ではまだ新宿ミロードは営業しているのではないかと想定してごさいますが、こちらについても、施工業者が決まり次第、詳細に検討してまいりたいと考えてごさいます。

○池本委員 そうしますと、今回の予測・評価の前提条件、特に解体の前提条件としては、養生シートとかは用いない状況で予測・評価しているという理解でよろしいですか。

○事業者 養生シートについては特に考慮はしていない状況でごさいませけれども、例えば騒音の予測につきましては、鋼製の仮囲い（高さ約3m）というのを考慮した形で予測を検討しております。

○池本委員 ありがとうございます。廃棄物は今回対象になっていないのですが、アスベストが出てくるとまた状況が変わってくると思いますので、その辺り考慮して、環境影響評価に今回入っていないのですが、適切に対応していただけたらと思います。以上です。

○事業者 承知いたしました。ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御発言がないようですので、これで終了したいと思います。

事業者の皆様、ありがとうございました。事業者の方は元の席に戻ってください。

○柳会長 それでは、続いて、「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価書案についての諮問に入ります。

諮問案件について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、委員の皆様、資料2をご覧ください。諮問文となります。朗読いたします。

2 環総政第 277 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 2 年 9 月 30 日

東京都知事 小池 百合子

## 記

諮問第 512 号「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価書案

よろしく願いいたします。

○柳会長 「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価書案につきましては、第一部会に付託させていただきますので、第一部会の委員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、諮問案件の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。事業者の方は、準備ができましたら、よろしく願いいたします。

○事業者 「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価書案につきまして始めさ

せていただきます。

本日は、特に事業計画の内容についてご説明いたします。青色の評価書案となります。本編、資料編とありますが、本編を用いて説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本編の1ページをお開きください。

1、事業者の名称は東京二十三区清掃一部事務組合です。当組合は、一般廃棄物の中間処理を23区が共同で行うために設置した特別地方公共団体です。中間処理とは、可燃ごみの焼却や、不燃・粗大ごみの破碎・選別などの処理になります。ごみの収集・運搬は23区が実施し、埋立処分は東京都に委託しております。それぞれの分担の中で、当組合は東京都や23区と連携して清掃事業を進めております。

続きまして、2、対象事業の名称は「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」、事業の種類としては「廃棄物処理施設の設置」になります。

続きまして、3、対象事業の概略になります。中央防波堤内側埋立地内の東京都江東区海の森二丁目に位置しております。現在、不燃ごみを処理している中防不燃ごみ処理センターの第二プラントの隣に、不燃ごみと粗大ごみを併せて処理する中防不燃・粗大ごみ処理施設を新たに整備するものであります。敷地面積は約8万5,700m<sup>2</sup>、工事着工年度は令和4年度、工事完了年度は令和9年度を予定しております。処理能力は1日1,247tで、不燃ごみ、粗大ごみを破碎処理する施設としております。

恐れ入ります。58ページをお開きください。6.5.1「事業計画の策定」を御覧ください。当組合は、平成12年4月の設立と同時に一般廃棄物処理基本計画を策定しました。その後、平成18年1月、平成22年2月及び平成27年2月に計画を改定しています。本事業は、この計画に基づき、中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備を実施するものです。

6.5.2「地域住民との取組」を御覧ください。整備事業を開始するに当たり、整備事業計画の策定に係る調査を実施し、平成30年4月から東京都、関係区、一組で構成する検討委員会及び作業部会を設置し、整備事業計画について、意見を頂きながら取りまとめてまいりました。平成30年7月に整備事業計画素案を取りまとめて地域住民の方々に対する住民説明会を行い、御意見を頂きました。これらの経緯をたどり、平成30年9月に中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業計画の策定に至っております。新施設は、基本コンセプトを「周辺環境に配慮し、循環型社会の形成に貢献する施設」とし、施設計画の方針として「効率的で安定したごみ処理」、「最終処分量の削減」、「環境保全への配慮」を掲げ、地域と共生する施

設を目指してまいります。

続きまして、11 ページにお戻りください。6.1「事業の目的」でございます。現在、中央防波堤内側埋立地内では中防不燃ごみ処理センターの第二プラント——以下「第二プラント」と呼ばせていただきます——で不燃ごみの処理を、計画地に隣接する粗大ごみ破碎処理施設で粗大ごみの処理をそれぞれ行っています。中防不燃ごみ処理センターの受入貯留ヤードや粗大ごみ破碎処理施設の受入・搬出ヤードは、屋根はありますが壁で囲まれていない部分があり、騒音などの環境対策が十分ではなく、今後の周辺環境の変化に適応することは困難な状況となっております。また、第二プラントは、竣工時の廃プラスチックを多く含んだ大量の不燃ごみを全量破碎し減容化させることを目的に整備した施設であり、廃プラスチック類のサーマルリサイクルの実施により原則廃プラスチック類が搬入されない現在とは状況が異なるため、破碎処理施設は23区内で唯一粗大ごみを処理する施設であり、昭和54年に竣工した施設のため、建屋などの老朽化が見られます。これらの課題に対応するため、不燃ごみと粗大ごみを併せて処理する中防不燃・粗大ごみ処理施設を新たに整備するものでございます。

12 ページをお開きください。対象事業の位置を示した広域の図になります。計画地は東京湾のほぼ中央に位置する中央防波堤埋立地内に位置しています。図の真ん中、斜線で示している部分が計画地になります。

13 ページに航空写真があります。計画地は令和元年に江東区の帰属となり、令和2年6月から江東区海の森として住居表示されました。計画地周辺は主に倉庫、運輸関係施設及び専用工場などが見られる地域となっており、居住エリアからは離れた地域となります。計画地の東側——写真のすぐ右側になります——は、令和2年6月に供用が開始された臨港道路南北線が通っています。その南北線のさらに東側では、海の森プロジェクトによる「海の森公園」の整備が進められています。計画地の南側の中央防波堤外側処分場などでは現在も埋立が行われております。

14 ページをお開きください。こちらが計画地の拡大図になります。計画地の周辺には、清掃一組の管理施設である粗大ごみ破碎処理施設、中防処理施設、管理事務所及び破碎ごみ処理施設並びに東京都環境局の管理施設である第一排水処理場、中防合同庁舎などがあり、一体的に中防処理施設を形成しております。施設整備内容については、計画地内にある、右側、中防不燃ごみ処理センター受入貯留ヤード第一プラント側と第二プラント側を建て替え、そして「第一プラント」と記載のある場所に新施設を建設するものになります。

16 ページをお開きください。工程表を記載しております。整備工事の期間は令和 4 年度～令和 9 年度を予定しております。第二プラント及び粗大ごみ破碎処理施設を稼働しながら工事を行うため、整備工事を第Ⅰ期工事と第Ⅱ期工事に分けて行います。工事期間のうち、第Ⅰ期工事を令和 4 年度から令和 8 年度までの間とし、第Ⅱ期工事を令和 8 年度から令和 9 年度までの間で行う予定としております。

17 ページの現況施設配置図を一緒に見ながらご説明しますが、黄色で色塗りしている部分が現在稼働している施設になります。図の左側の粗大ごみ破碎処理施設、右側の中防不燃ごみ処理センター及び第二プラントが稼働しております。隣の第一プラントは平成 24 年度に既に廃止しており、その際に一部解体工事が完了しております。第Ⅰ期工事で中防不燃ごみ処理センターの第一プラント側の貯留ヤードと第一プラントの跡地に新施設を整備し稼働させます。第Ⅱ期工事で第二プラント側の受入貯留ヤードの屋根などを解体し、新たに屋根及び壁を設置するものです。整備工事完了後、第二プラント及び粗大ごみ破碎処理施設は災害発生時の災害廃棄物処理に備え休止といたします。

18 ページをお開きください。工事着手時の配置図になります。オレンジ色に色塗りしている箇所が解体対象施設になります。最初に、第一プラント部分に残っている建物と受入貯留ヤードの第一プラント側の解体工事を行っていきます。解体の完了後、跡地に新施設の建設工事を行います。

19 ページをご覧ください。こちらが第Ⅰ期工事完了後の配置図となります。新たに受入ヤードや付属棟を含めた新施設を第一プラント跡地に建設し、新施設を稼働させます。

20 ページをお開きください。Ⅰ期工事完了後、第二プラント側の受入貯留ヤードの解体を行い、新たに屋根及び壁の設置を行い、整備工事完了となります。

27 ページをお開きください。こちらが完成予想図でございます。既存施設は、屋根があるものの、一部壁がない箇所がありますが、新施設は設備を建物内に設置する計画としております。

28 ページをお開きください。こちらに既存施設と新施設の比較表を示しております。新施設の処理能力は、既存の第二プラント及び粗大ごみ破碎処理施設の能力を合計したものに對して、処理能力は1日当たり約1,249t 減少します。

29 ページに新施設の処理フローを記載しております。簡単にご説明いたしますと、搬入された不燃ごみ、粗大ごみを破碎処理し、選別しやすくします。その後、選別設備で処理することで、鉄・アルミの資源物、可燃物、不燃物に選別します。資源物は回収業者に売却し、



可燃物については、当組合の清掃工場に搬出後、焼却処理されます。不燃物については、最終処分場へ搬出し、埋立処分されます。

次に 60 ページをお開きください。環境影響評価項目です。選定した項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、景観、廃棄物及び温室効果ガスの 7 項目になります。影響の内容に応じまして、工事の施行中、そして工事の完了後について予測・評価を行っています。

最後に 312 ページをお開きください。本事業実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域となります。予測の範囲としては最も広くなる景観の中景域及び中央防波堤埋立地に接続する道路と結ばれる地域としております。

説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきましてご質問等がございますでしょうか。どなたからでも結構ですので、お願いいたします。

○池本委員 先ほど「地域住民との取組」というご説明があった中で、周辺には住居はないようなご説明があったのですが、地域住民の方というのは、この地図上にあるどの辺りの方なのかが知りたくて、教えていただけますでしょうか。1 点目がそれです。

2 点目が、今回、処理フローの中で污水处理が入っているのですが、これはそれなりの量を受入れとか破碎のところで使う計画になって、処理の中で使うのか、または粉じん対策とかそういったことで出る水がかなりの量なのか、そういったところを教えてくださいました。

○事業者 1 点目の地域住民ですけれども、ご指摘のとおり、周辺に住居がございません。その関係で、さらに地域を広げ、江東区側では豊洲・有明周辺、大田区側では城南島、京浜島などにおいて説明会等を行い、お聞きしたという経緯になっております。

2 点目の污水处理につきましては、防爆という観点から蒸気などを使うので水が出るというのと、ご指摘のとおり、飛散防止などで水を使っているということでございます。

以上でございます。

○池本委員 ありがとうございます。

関連する内容で追加で教えていただきたいのですが、地域住民の方からは、そういったような広い範囲ですとどういったようなご意見が主に出たのかというのが気になるというのが 1 点です。

もう 1 点が、水の利用についてはよく理解しました。最近、リチウムイオン電池の発火の

問題とかがあるのですけれども、そういったことも計画の中で考えられていると思うのですが、そういった対策について考えられていることと、あと、作業環境が大きく変わると思いますので、その点で考えられていることがあれば教えていただけますでしょうか。

○事業者 1点目の、ご意見というところでは、基本的にやはり離れたところという住民さんの感覚もございまして、特に収集車両や工事車両が町なかで増えるのかというようなご心配等がありました。それ以外は、ごみ量に関するご質問等がございました。

2点目の電池などの対策ですが、こちらのほうは各区のほうで対策を行っていただいております。基本的には入ってくる数は少ないと考えておりますが、さらに対策としては、破碎の数ですね。一旦、低速破碎機というもので破碎をして、その後、高速破碎機というもので破碎をして、二段構えで爆発、発火等を防ぐというような対策を行っております。

○池本委員 あと作業環境ですね。今、吹き抜けの状態だと思うのですが、それを建屋で覆うことに対する作業環境について考えられていることがあれば教えていただけますでしょうか。

○事業者 作業環境は、基本的には、新しい施設は壁で覆われます。その関係で、作業員は特に飛散防止関係の作業がかなり軽減されるのではないかと考えております。

○池本委員 ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

○宗方委員 景観の眺望の点についてお伺いしたいのですが、現在の景観の調査地点は結構な数ですけれども、北東側に「海の森公園」というものが計画されておまして、そちらからの眺望というのは考える必要はないのかという点がちょっと気になっております。むしろ計画地よりも標高が高いところから公園ができるようなので、下手をすると見下ろしということが発生して、何か別の問題が起こったりするのかなとちょっと気になりましたので、この辺のご検討をどういうふうにお考えなのかお知らせください。

○事業者 調査の段階では「海の森公園」に立ち入ることができなかったということもありますが、そちら側でいいますと、東京ゲートブリッジの上からの景観で一応賄ったという形になります。

○宗方委員 それは大分遠くからになりますよね。立ち入れないのだったら、写真すら撮影できないという理解ですか。

○事業者 確かに事前の調査の段階ではそういう状況でしたが、今後、利用形態が変わって、事後調査と同一地点もしくはそれに匹敵するような場所で景観を確かめていきたいと考えて

おります。

○宗方委員 受入ヤードなどフラットですので、運用上、上に太陽電池を載せたくなくなるとか、あるいはいろいろと配管などが露出するとかいったようなことになると、見下ろしとして、公園に訪れている人たちから「見苦しい」なんていうことを言われるようなことも場合によってはあるかなとちょっと不安になりましたので、先々いろいろとご配慮をいただければと思った次第です。

○柳会長 事業者の方、いかがでしょうか。

○事業者 貴重なご御意見ありがとうございます。事後調査の段階で、もし調査が可能だということであれば検討させていただきたいと考えております。

○柳会長 宗方委員、それでよろしいでしょうか。

○宗方委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

○齋藤第一部会長 私からの話は、ゼロエミッション東京戦略という視点からの質問になるかと思えます。この事業は、23区から出てくるごみの処理ということで、非常に社会的に貢献度の大きい事業だと認識しております。また、出てくる粗大ごみ、不燃物に対して可能な限り再資源化しようということで再資源化率を高める努力であるとか、それから太陽光発電なんかを導入して、できるだけ温室効果ガスの排出を抑制しようという努力をされているということも理解しております。しかし、ちょっとデータを見た感じだと、それでも最終処分量としては年間1万8千tぐらい。それから、CO<sub>2</sub>として年間約6千6百tのCO<sub>2</sub>を出す。この大きさはやはり大きなものとなっているということでございます。

中身を見てみると削減余地がまだあるのではないかと見ておりますので、また部会での議論のときにはそういった話もさせていただきたいと思っておりますけれども、本日お話しさせていただきたいのは、ゼロエミッション東京戦略というのをご存じだと思いますけれども、2050年までにCO<sub>2</sub>の排出を実質ゼロにするということを目指しているということでございます。この戦略に関しては、東京都が東京都の事業としてやるわけではなくて、都民の方、それから都の中でされる事業、それから関連する事業者の方々と協力しながら地球環境に貢献していこうという趣旨で取り決められた目標というか戦略でございます。

そういった意味で、今回相当な廃棄物埋立処分量、CO<sub>2</sub>の排出量がございまして、この事業は当然ゼロエミッション東京戦略の中の一環として存在するものであらうと考えておりまして、今、評価書案の中に出てきている廃棄物の最終埋立処分量の削減、それから温室効

果ガスの排出の抑制といったところに、さらにこのゼロエミッション東京戦略の視点を入れて取り組んでいただきたいと考えているのですが、そこら辺の事業者としての見解をお尋ねしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○事業者 ゼロエミッション東京戦略というところで、2030年の目標で、家庭と大規模オフィスから排出される廃プラスチックの焼却量を40%削減というところを私どもは特に関係するところなのかなと考えておりますが、特に排出抑制、その辺につきましては、23区と連携を取りながら行っていきたいと考えております。私どもとしては、集まってきた不燃物、粗大物を安定的に処理するということを大前提で考えておりますので、排出が抑制されていけば、必然と埋立量等も削減されていくと考えております。

○齋藤第一部会長 ありがとうございます。ごみ処理ですので、処理をするということは、基本的には削減するというのが目標ではありますので、その削減をどこまで追求するのかというのがその事業の価値を決めると言うと言い過ぎかもしれないですけども、そこに事業者としての取組の意義が出てくるのだと思います。いずれにしましても、東京都としてゼロエミッション東京戦略ということ掲げて、今それに努力をしようと、皆さんで協力してということで動き始めておりますので、その点についてはぜひ評価書の中では温室効果ガス排出の評価指標の中に取り入れていただいて、そして温室効果ガスの排出を抑制するような取組の具体的な中身、それから廃棄物の最終処分を可能な限り削減していくような具体的な取組を環境保全措置の中に入れていただければよいかなということを希望したいと思います。

○柳会長 いかがでしょうか。

○事業者 貴重なご意見ありがとうございます。私どもとしましても、その件につきましては検討させていただきたいと考えております。

○柳会長 昨今、廃棄物処理施設というのは、温室効果ガスの観点から見ると非常に発生寄与度の高い施設として認識されております。石炭火力発電所と同様に、今後ターゲットになってくるのは、こういった廃棄物処理施設やセメント工場、それから鉄鋼関係、そういうふうに順番にターゲットがだんだん絞られていくのだろうと思います。そういう意味で、恐らく一部事務組合の方々も佐賀市の清掃工場には何度か行っておられると聞きました。そういうことで、清掃工場が従来とは違って、そこはバイオマス産業を発生させる非常にポテンシャルのある夢の施設であるという認識が全国的にこれから高まっていくということで、東京都からやはり東京の23区の一部事務組合からもそういう形で発信していくという意気込みが見られないということが非常に残念なのです。ですから、視察もされておられるみ

たいですので、その成果をぜひこういった評価書の中に取り入れていただくとありがたいと思います。齋藤部会長からも話がありましたけれども、ゼロエミッション東京戦略の趣旨をよく理解していただいて、この戦略の趣旨に沿った事業を展開して、推進していただくということをぜひ評価書のレベルになりましたら何かしら触れていただきたいと私も個人的に希望しておりますので、どうぞよろしくご配慮をいただきたいと思います。

ほかに委員の方、何かご意見ありますでしょうか。

○玄委員 先ほどと少し関係があると思います。評価書案の307ページに、太陽光パネルを導入したときどれくらい温室効果ガスが削減できるか、年単位で計算されているのですね。これの計算において、どういった気象条件の下で見積もっているかを詳細に記入していただきたいなと思っていました。

低炭素社会に向けての二酸化炭素の排出量の削減に関しては、1つは、使用するエネルギーを削減するところから努力することと、もう1つは、今使っているエネルギーの中で省エネできるような行動を取り組む必要があると思います。それで、306ページ、その隣のページに、省エネをするためにどういった取組があるかということで、ここで4つの面で書いてあったと思います。省エネの面からだると多分2つがあるので、ぜひこの建て替える際に、建物としても省エネができるように工夫していただければと思っています。お願いします。

○事業者 1点目の、計算に用いた詳細というところですが、資料編の113ページをご覧ください。下のほう、注2というところになりますが、基本的に平均稼働率等は住環境研究所の資料等を基に作成しております。また、CO<sub>2</sub>の排出に関しましては、基本的には環境局の特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインにより係数を用いております。

2点目ですが、今後こちらについては検討させていただきたいと考えております。

○柳会長 玄委員、よろしいでしょうか。

○玄委員 省エネのところではぜひいろいろと取り組んでいただければと思っています。お願いします。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

○池本委員 先ほどの齋藤先生、柳先生のご発言に関連すると思うのですが、廃棄物の予測のところ、工事完了後の予測、298ページとか、表の中で再資源化率86%と書かれている表があるのですが、これは逆に言うと、不燃物と脱水汚泥が最終処分されて、それ以外は再利用量と言われているのですが、可燃物というのは、今見ている範囲では見つけれなかったのですが、エネルギー回収をするということで再資源化率のほうに計上していると

いう考えでいいのでしょうか。

○事業者 私どもで運営しております清掃工場に持ち込みまして、焼却処理及びそれに伴う電気等の有効利用に寄与していると考えております。

○池本委員 ありがとうございます。これは処理の考え方からするとこうなることで、これ以上どうにもしようがないと思うのですが、あとは、事業運営の中で減らせる廃棄物とか、そういったことについてもご検討いただいたほうがいいのかなと、今伺っていると感じたので、少し参考にしていただけるといいのかなと思います。

○事業者 ありがとうございます。ご指摘のとおり、運営のほうで何かできることはないかというところについて検討してまいりたいと考えております。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

特にほかに御発言がないようですので、これで終わりたいと思います。

事業者の皆様、どうもありがとうございました。事業者の方は元の席に戻っていただきたいと思います。

○柳会長 それでは、次に受理関係について事務局から報告をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 事務局、宮田です。受理関係についてご報告いたします。

お手元の資料 3 をご覧いただきたいと思います。9 月の受理報告は、対象計画策定に係る書面提出書 1 件、着工届 1 件、事後調査報告書 2 件、変更届 2 件、完了届 1 件を受理しております。

○柳会長 それでは、受理関係について事務局から説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、今回配付させていただいております資料、都庁においでの方はホチキス留めの資料になりまして、ウェブで見ている方は、表題が一番最初に「I 策定した対象計画及びその概要」と書かれている資料をご覧いただければと思います。

こちらは、「多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間）建設事業」の対象計画策定に係る書面提出書になります。

当該事業の特定環境配慮書については、令和 2 年 5 月 29 日の第 2 回総会において知事に答申されておりましたが、このたび、特例環境配慮書に掲げた 2 案のうち、計画道路のトンネル等区間については、既定都市計画の位置より南側とした B 案で対象計画を策定するとの報告がございました。

それでは、1 枚おめくりいただきまして、2 ページをご覧いただきたいと思います。対象

計画の概要ですが、道路の延長及び区間は、起点が稲城市百村、終点が多摩市聖ヶ丘五丁目  
でございます、延長 4km でございます。車線数は本線往復 4 車線となっております。

続きまして、少し進んでいただきまして、8 ページ、9 ページをご覧いただきたいと思  
います。今回の道路ですが、トンネル区間と標準区間の 2 つの区間がございます。このページ  
の上半分、8 ページがトンネル区間の平面図、このページの見開きの下半分、9 ページが標  
準区間の平面図が示されてございます。

少し飛びまして、15 ページをご覧いただきたいと思えます。こちらが対象計画を策定し  
た理由を記載しているページでございます、総合評価のところをご覧いただきたいと思  
います。知事の審査意見書では、一方の案を推奨するような意見はございませんでした。都民  
の意見書では、対象計画案に関する意見として、A 案と比較するならば B 案を採用するべき  
だが、工事が地下水に影響を与えることがあれば、湿地の水環境、生物生息（育）環境を劣  
化させかねないことを懸念するという意見がございました。事業者の視点では、計画的評価  
では両区間、両案ともに有意な差は見られないが、環境的評価では、地盤、水環境、生物・  
生態系及び廃棄物については B 案が優れており、また、事業的評価で B 案は事業費及び維持  
管理費が優れていたという結果でございます。以上によりまして、これらを総合的に判断し  
た結果、B 案を本事業の計画として策定するということでございます。

本件に関します説明は以上となります。

次に、助言事項関係についてご説明いたします。資料 3 を 1 枚おめくりいただきまして、  
「7 月受理報告に係る助言事項一覧」をご覧いただきたいと思えます。こちらは、前回 7 月  
の総会で受理報告に係る助言事項といたしたのものについての事業者の回答となります。1 件  
ございまして、助言事項としましては、当該事業において、粉じんは苦情があったとのこと  
ですので、引き続き配慮くださるようお願いいたしますというものでした。これに関します  
事業者の回答としまして、粉じんにつきましては、引き続き周辺に影響がないよう適宜場内  
散水を実施し、飛散防止に努めますというものでございました。

1 枚おめくりいただきまして、「9 月受理報告に係る助言事項一覧」をご覧いただきたいと  
思えます。9 月の受理報告に関しまして、委員から助言事項の提案がございました。事後調  
査報告では 2 つの事業にそれぞれ 1 件ずつ合計 2 件、変更届では 2 つの事業にそれぞれ 2  
件ずつ合計 4 件の助言事項がございました。

説明は以上となります。

○柳会長 それでは、9 月の受理報告案件について助言をされました委員の方のコメントな

どをお願いいたします。それでは、資料の順番に従って、まず最初に池本委員、次に高橋委員、その次に宮越委員をお願いしたいと思います。

○池本委員 それでは、私のコメントについてですが、記載のとおりですけれども、変動があったりするのであれば連続で測定したほうがいいのかなと感じたので、そういったことがないのをちゃんと確認して測定されたのかなというのが気になったので、確認させていただきました。

もう1つ、江東区の有明北のほうでは、廃棄物のところで、評価のところで「若干増加」という表現が使われているのですが、これは記載のとおりで、割合にしたら小さいのですけれども、量としては、車両台数に置き換えてみてもそれなりの量が出ているので、「若干」という表現が適切なかどうか疑問に感じましたので、事業者さんの見解を聞いてみたいと感じたものです。以上です。

○柳会長 それでは、続いて高橋委員、お願いします。

○高橋委員 まず三鷹のほうですけれども、使用機械を、予測時とは違う機械を使うことによって、舗装版とりこわしの作業に関して  $L_{A5}$  の値が予測値を超えて、しかも勧告基準ぎりぎりにまで高くなってしまっているのも、もし可能であれば、今後、予測時に想定した機械を使用するように戻していただいて、騒音を抑制することに努めていただければと思います。あと、敷均しとか転圧における  $L_{A5}$  値は予測値どおりなのですけれども、勧告基準ぎりぎりになっているので、こちらも可能な限り騒音抑制対策を取っていただければと思います。

あと、江東区のほうの変更届に関してですが、計画の変更によって工事に中断期間が発生して、しかも中断期間が相当長くなって、全体としての工期が大幅に長くなるということで、騒音・振動が大きくなるということではないのですが、周辺住民への心理的影響も配慮して進めていただければと思います。以上です。

○宮越委員 外環道の変更届について意見を上げさせていただいたのですけれども、水循環と地盤に共通することで主に3つあります。

1つ目は、評価対象範囲の明示です。17ページ及び22ページの表に数値として予測結果が示されているのですけれども、その地点が東名ジャンクション周辺としか説明されていませんので、具体的なことが全く分かりません。19ページに予測結果の分布が書かれていますので、この中にその地点を明記していただくことがあり得るのではないかと思います。また、19ページの図の示し方なのですけれども、これではこの地域の範囲全てを予測して、水位の変動量が小さいというふうに示していることとなります。これは多分違うと思います



ので、誤解を招かないように、今回の変更届で対象とする予測範囲を、東名ジャンクション周辺であれば、それが分かるように対象範囲を明記していただきたいと思いました。

それプラスですけれども、この図の青色の地域ですけれども、これは予測が、影響がある地域ではなくて河川を示していると理解しています。影響範囲と同じ色を使わないように、今後は図を工夫していただければと思いました。

このほか、変更届では範囲だけではなくて予測深度、対象とする地層が変わっています。これは重要なことなので、除外するものを書くだけではなくて、除外した結果何を対象範囲とするのか、変更した結果を明示していただいたほうがよいと思いました。特に浅層地下水については、湧水も含めて関心が高いと思うので、慎重な対応と表記をお願いしたいと思います。

2つ目として、予測の根幹となる地下水シミュレーションの結果について、16ページに、現況再現解析を実施したとあるのですけれども、どの程度再現できて妥当としたのか説明が全くありません。これを追記していただきたいと考えて、意見として上げました。

最後3つ目ですけれども、評価対象期間についてです。評価項目は、15ページにあるように、水循環、地盤ともにそれぞれ、構造物の存在と工事の実施、この2つになっています。工事の実施の影響予測については、構造物の存在の予測結果を基に評価しているのですけれども、本文の説明では両者の評価対象とした時期が異なっています。影響が最大となる時期も両者で異なることが想定されますから、予測結果の根拠に用いることに疑問がありました。そのため、説明の追記を意見として上げさせていただきました。以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それから、本日欠席されています委員から助言についてコメントなどは寄せられていますでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 事務局、宮田です。袖野委員からコメントを預かっておりますので、お話しさせていただきます。

助言事項としましては、事後調査報告書、2つ目の三鷹の案件に関するものでございます。評価項目としては騒音・振動についてでして、助言の内容としましては、高橋委員の助言事項に関連するのですけれども、高橋委員から、使用機械の変更によって土工における $L_{A5}$ 値が予測を超え、勧告値ぎりぎりまで高くなっています、可能であれば予測時に想定した機械を使用するなどして、騒音抑制に努めてください、このようなご助言がございましたけれども、同様のことにつきまして袖野委員から、予測時と異なる建設機械を使用した理由は計

画時に十分予測できた状況のように見受けられますが、見解を伺いたいというようなものを頂きましたので、こちらのほうも併せて助言事項ということで追加させていただきたいと思えます。

○柳会長 ほかに追加のコメント等はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、各委員から提案された助言について、審議会からの助言事項とすることよろしいでしょうか。

特にご発言がないようですので、審議会からの助言事項といたします。事業者伝えていただいて、次回の審議会で事業者の回答の報告をお願いいたします。

受理関係については、これで終了いたします。

○柳会長 そのほかに何かございますでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして本日の審議회를終了したいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午後 0 時 34 分閉会)